後期高齢者医療保険料 国民健康保険税/第8期 固定資産税/第 限/3月2日(月) 料/2月分 4期 /第8期

ください。 納期限 納付は便利な口座振替をご利用 内の納付にご協力ください。

10

万円

は次のとおりです。 和2年分の所得に対する主な変 成 30年の税制改正によっ 7 更 令

①給与所得控除額を一 引き下げられます。 される収入金額および控除 き下げられ、 控除の上限が適 律10万円 額 用 引

給与所得控除額一覧表

②公的年金等控除額が一 ※家内労働(シルバー等) 費も10 引き下げられ、 的年金等控除額が段階的に10 金額が一 等に係る雑所得以外の 万円引き下げられます。 定以上あるかたは、 さらに公的年金)合計所 律10万円 の必要経 公

変更前

給与所得控除額

収入金額×40% (65万円に満たな い場合は65万円)

収入金額×30% +18万円

収入金額×20% +54万円

収入金額×10% +120万円

給与収入金額

180万円超360万

360万円超660万 円以下

660万円超1,000 万円以下

1,000万円超

180万円以下

円以下

変更後

給与収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超180 万円以下	収入金額×40% -10万円
180万円超360万 円以下	収入金額×30% +8万円
360万円超660万 円以下	収入金額×20% +44万円
660万円超850万 円以下	収入金額×10% +110万円
850万円超	195万円

給与所得控除後の給与等の金額 る雑所得の金額 (上限10万円) + 公的年金等に係 (上限10万円)

給与収入と公的年金等の収入 る場合は給与所得の金額から次 所得金額の合計が10万円を超え どちらもあるかたで、それら ずつ引き下げられます。 の計算式により計算した金額を Ó

公的年金等控除額の一覧表

変更前

220万円

		公的年金等に係る雑所得以外 の所得に係る合計所得金額
年齢	公的年金等収入金額(B)	制限なし
	330万円以下	120万円
	330万円超410万円以下	(B)×25%+37.5万円
65歳以上	410万円超770万円以下	(B)×15%+78.5万円
	770万円超	(B)×5%+155.5万円
	_	_
	130万円以下	70万円
	130万円超410万円以下	(B)×25%+37.5万円
65歳未満	410万円超770万円以下	(B)×15%+78.5万円
	770万円超	(B)×5%+155.5万円
		_

		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
年齢	公的年金等収入金額(B)	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
	330万円以下	110万円	100万円	90万円
	330万円超410万円以下	(B)×25%+27.5万円	(B)×25%+17.5万円	(B)×25%+7.5万円
65歳以上	410万円超770万円以下	(B)×15%+68.5万円	(B)×15%+58.5万円	(B)×15%+48.5万円
	770万円超1,000万円以下	(B)×5%+145.5万円	(B)×5%+135.5万円	(B)×5%+125.5万円
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円
	130万円以下	60万円	50万円	40万円
	130万円超410万円以下	(B)×25%+27.5万円	(B)×25%+17.5万円	(B)×25%+7.5万円
65歳未満	410万円超770万円以下	(B)×15%+68.5万円	(B)×15%+58.5万円	(B)×15%+48.5万円
	770万円超1,000万円以下	(B)×5%+145.5万円	(B)×5%+135.5万円	(B)×5%+125.5万円
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円

給与収入が850万円を超える。

ができました。

変更後

控除額=

Ⅲ特別障害者である同一生計配 〒23歳未満の扶養親族がいる。

偶

本人が特別障害者である。 次のいずれかに該当する。

者または扶養親族がいる。

|給与等の収入金額 850万円 年収

×

10

%

基礎控除額 の増額 律10万円 0

が 10 年収が一 控除額引き下げに伴い基礎控除 ①および②による一 階的に基礎控除額が減少します。 万円増額されます。 定以上あるかたは、



③所得税額調整控除の創設 給与収入が850万円を超える

広報とびしま/2020年2月 6

介護

や子育て世代の負担が増えな と増税になることを受け、

よう新たに「所得金額調整控除

⑤配偶者控除 ①および②により するため同 所得金額 象要件が変更されます。 0 要件見直 生 扶養親族等の 二計配偶者等 所得額が 増 合 0 加 対 計

総務部税務課

問

合せ

基礎控除額一覧表

変更前

前年の合計所得金額	控除額
制限なし	33万円(38万円)

)内は所得税の場合

変更後

	前年の合計所得金額	控除額
	2,400万円以下	43万円(48万円)
	2,400万円超2,450万円以下	29万円(32万円)
	2,450万円超2,500万円以下	15万円(16万円)
	2,500万円超	0円(0円)

※()内は所得税の場合

配偶者控除・扶養親族等の合計所得金額の要件見直し

要件(合計所得金額) 控除等内容 38万円以下 配偶者控除及び扶養控除 38万円超123万円以下 配偶者特別控除 勤労学生控除 65万円以下 障害者、未成年者、寡婦 及び寡夫に対する非課税 措置 125万円以下 28万円×(本人+扶養者数※1) +16.8万円※2以下の者 均等割非課税基準 35万円×(本人+扶養者数※1) +32万円※2以下の者 所得割非課税基準

※1 扶養者数は同一生計配偶者及び扶養親族数
※2 扶養者数が1以上の場合に加算される額

発部建設課

変更後

控除等内容	要件(合計所得金額)
配偶者控除及び扶養控除	48万円以下
配偶者特別控除	48万円超133万円以下
勤労学生控除	75万円以下
障害者、未成年者、寡婦 及び寡夫に対する非課税 措置	135万円以下
均等割非課税基準	28万円×(本人+扶養者数※1) +16.8万円※2+10万円以下の者
所得割非課税基準	35万円×(本人+扶養者数※1) +32万円※2+10万円以下の者
	配偶者控除及び扶養控除 配偶者特別控除 勤労学生控除 障害者、未成年者、寡婦 及び寡夫に対する非課税 措置 均等割非課税基準

※1 扶養者数は同一生計配偶者及び扶養親族数 ※2 扶養者数が1以上の場合に加算される額

補助対象

補助対象期限 さい。または開発部建設課まで 村公式ホーム 問合せください。 ペ 1 ジをご覧くだ

> 門家の派遣が必要な場合は、 具体的な内容となる場合や、

有

談

問合せ先 申請前にブロック塀等を撤去さ 行っていただく必要があります。 ますのでご注意ください。 れますと、 助 金 申請は、 補助金対象外となり 工 事着手前

補助限度

10万円

ため、 害から身体 要する費用の ロック塀等を撤去する工 および財産を保護する 部を補助

設しましたので、ご活用ください。

受付時間

平日の午前

9時~

午後

相談は、

原則無料

..です。

個

専 别 時~5時

ついて「空き家総合相談窓口」を開

空き家等に関するご相談に

こたブロック塀等の倒壊による災

る空き家等対策に関する協定」を締 地建物取引業協会と「飛島村におけ

震発生時における道路等に面

ます

本村は、

公益社団法人愛知県宅

問合せ先

者の負担となります。 料となります。通信料は、

令

和

4年3月31

日

愛知県宅地 建物取引業協

(公社) 愛知県宅地建物取引業協会 空き家総合相談窓口 案 内 **3** 052-522-2567 ● 空き家の管理 ● 空き家の解体※ …など ● 税金・法律関係 HIII,